

水道メーター及び温水メーター
第 2 部：取引又は証明用

正 誤 票

区分	位置	誤	正
附属書 JA	JA.4.4	ただし、型式の承認を受けるときの試験などにおいて…明らかになっている温度の範囲としてもよい。また、その場合、水の温度を記録しておかなければならない。	ただし、型式の承認を受けるときの試験などにおいて…明らかになっている温度の範囲としてもよい。また、その場合、適用する検定公差は上記 a)又は b)の温度における 5.2.1 の検定公差とし、水の温度を記録しておかなければならない。

平成 25 年 11 月 1 日作成